

議案第2号

債権の放棄(琴浦町住宅新築資金等貸付金)について

次のとおり債権の放棄をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 債権の名称 住宅新築資金等貸付金
- 2 金額 4,612,676円
- 3 債務者 個人2名 別表参照
- 4 債権放棄理由 別表参照

令和2年3月4日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

別表

番号	債務者	金額	債権放棄理由
1	福岡県在住 昭和54年 3月19日 付貸付契約 決定者の子	715,275円	借受人は平成6年に死亡、福岡県在住の子が現債務者である。不動産は、平成30年に琴浦町が競売申立てをし、売却された。現債務者及び保証人の生活状況から、履行される見込がないため。
2	琴浦町在住 昭和58年 10月14日 付宅地取得 資金貸付 契約、昭和5 9年2月1 7日付住宅 新築資金貸 付契約決定 者	3,897,401円	借受人は平成13年に破産手続きにより、免責決定となっている。また保証人は死亡しており、履行される見込がないため。